



## つれづれ時事寸評 3

### 飲酒と酔っ払い

#### 境 章

世界中には人間の憂いと同じくらいとはいえないまでも、多種多様な酒があるといわれています。酒の存在は、古くて長く、狩猟・採取時代から知られていました。生活のなかで「発酵」という神秘的な自然現象を知った人類は、アルコール発酵しやすいブドウ・リンゴ・ヤシなどの果実や樹液・蜂蜜を利用して多様な醸造酒をつくるようになりました。

酒がもたらす「酔い」は、快感、幻想、幻覚、目眩を伴いながら、人々を非日常的な世界へと誘っていきます。大昔の人々は、その摩訶不思議な酔いの体験を「神と接する」「神になる」などと、神と結びつけて解釈したのでしょう。酒がシャーマニズムの儀式において非常に大きな役割を演じたように、酒は神として語られ、神と共に存在するようになりました。ギリシア神話のディオニューロス、ローマ神話のバッカス、日本神話に登場する大物主（おおものぬし、大物主大神）は、古くより信仰されていた自然の生産力を象徴する豊穡神でもありました。

酩酊することの快さが知れわたると、酒の専有が神事を司っていた神官たちの手から離れ、日常生活にも飲酒が浸透していきました。麦・米・トウモロコシなどの穀物から大量に酒を造ることができるようになり、更に果実酒や穀物酒などの醸造酒がイスラム世界で発見された錬金術と出会い、さまざまな蒸留酒

が生み出されると、一挙に酒の大衆化が進みました。

酒は人類文化の歴史において、飲み物であるだけでなく、一種の文化であるといえます。ギリシアの哲学者プラトンは、ワインを人間を理知的にする飲みモノとして位置づけ、酒を飲みながら行う対話の教育的意義を高く評価したそうです。確かに快い酔いは、常識という「固い殻」から人間を解放し、柔らかな発想を与えてくれます。ともに酒を飲むことでface to faceの温かい人間関係が生まれ、自由な対話は新たなアイデアを生み出してくれます。

もしも中国に酒がなかったら、陶淵明も酒仙・李白も現れなかったかも知れません。儒教と拮抗する自由な思想と想像力は「酩酊の中国」が生み出した、という研究者もいます。また、日本の社会には「飲みニケーション」という造語もあるように、コミュニケーションと酒との関係は深いものがあります。

しかし、酔っ払いは他者への迷惑行為、嘔吐などを起こす可能性が高いため、嫌われることが多々あります。酔っ払いのさまざまな迷惑行為は、アルコールハラスメントと呼ばれ、酔って暴言を吐く、他者に威圧的行為を働く、からむ、介助しようと体に触れた人いきなり暴力を振るう、体に触れたことに対し言いがかりをつける、などがそれに当たります。

飲酒をめぐるトラブルといえば、先進7カ国財務相・中央銀行総裁会議での中川元財務相の酩酊会見を思い出します（中川氏は「風邪薬などの飲み過ぎ」としており、飲酒によるものかどうか定かではない）。中川元財務相は失態を世界にさらし、辞任に追い込まれ

ましたが、これこそ「酒」で身を減ぼす例といえるでしょう。また、人気グループ「SMAP」のメンバー、草なぎ剛容疑者が四月、過度の飲酒が原因とみられる「公然わいせつ」の現行犯で逮捕されました。某新聞社には謝罪会見の1時間に2600件近い意見が寄せられ、その92%が同情論だったそうです。一般人であれば三面記事の片隅を賑わすことすらなく、警察に油を絞られるぐらいで終わっていたかもしれない事件でした。

この二つの飲酒事件は英タイムズ紙でも報道されましたが、少しばかりニュアンスが違っていました。興味がある方は、当該記事を読んでいただきたい。では、その違いが何に起因するかというと、欧米と日本では飲酒と酔っ払いに関する社会的批判に大差があるからではないでしょうか。

我が国の場合、多くの社会人は、酒を飲む機会が多く、飲む量も多くなります。そして酔わない人ほど、居合わせた人に対して、優越感を持ちます。常習的に飲酒を行う人も多く、周囲の者も酔っ払いには大変寛大で、酔っ払った人の行為は、「酒の上でのこと」として、責任を問おうとすることも余りありません。そのため、酔った勢いで言えないことを言ったり、出来ないことをやろうとしたりする人が見られます。また、酔っ払いは特別軽蔑されることはなく、仕方のないこととして理解されることが多いといえます。反面、飲酒運転には厳しく、酔っ払っているかいかに関係なく、飲酒しているということだけで処罰の対象となります。

欧米の場合、酒を飲む機会が多いのですが、酔っ払いは少ないようです。また、飲む量が多いということで、居合わせたものに優越感

を持つことはありません。飲む量が多いことは、自分自身を管理できないという意味で、軽蔑に近いものがあります。酔った上での行為という責任を回避する考え方は、容認されません。常習的に酒を飲むことは、その量の多少に関わらず、アルコール中毒症と考えられ、精神的に弱い人であり、自己管理が出来ないという社会的落伍者のレッテルを張られます。飲酒して運転している人は多く、必ずしも処罰の対象とはなりません。飲酒そのものが問題ではなく、酔っ払っているかいか問題とされます。

今日わが国では、少子高齢化や若年層の飲酒離れ、健康指向の高まり、さらに飲酒運転の厳罰化によって、酒の消費量が減少しています。けれども、それに伴って飲酒によるトラブルが減少傾向にあるということではありません。飲酒は「救い」や「癒し」の一手段として、時代に応じた役割を演じているわけですから、私たちには現代社会に相応しい飲酒ルールの確立や飲酒文化の創造が必要ではないでしょうか。

(本研究所研究員 応用システム論)

